

令和7年度二戸市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的負担の軽減を図り、もって地域における人口減少対策に資するため、新婚世帯を対象に、住居費及び引越費用に対し、予算の範囲内で二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 令和6年度に二戸市結婚新生活支援補助金の交付を受けた世帯であって、その補助金の額が、1世帯当たりの上限額として定める額に達しなかった世帯をいう。
- (3) 住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に結婚を機に市内に新たに住宅を取得し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、建築費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては当該住宅手当に相当する費用を、公的制度による家賃補助を受けている場合にあっては当該家賃補助に相当する費用を除く。
- (4) 引越費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に結婚を機に市内の住居に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。
- (5) リフォーム費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に関する費用を除く。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与さ

れた資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方又は一方の住所を住居費の対象となっている住居又はリフォームを行う住居に定めていること。
- (2) 婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 新婚世帯の所得金額（令和6年（令和7年4月1日から同年6月30日までの間に申請するときは令和5年）分の夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返還を行っている場合にあっては、新婚世帯の所得金額から令和6年中の貸与型奨学金の返還金の総額を控除した額が500万円未満であること。
- (4) 夫婦のいずれにも市税等の滞納がないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱及び他の自治体において新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用に係る補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが県又は市が実施する結婚、妊娠、出産又は子育てに関するセミナー等に参加していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯は、補助金の交付を受けることができる。

- (1) 継続補助対象世帯であること。
- (2) 前項第1号及び第4号のいずれにも該当すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。

(補助金の対象経費、交付要件及び補助金の額)

第5条 補助金の対象経費、交付要件及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の対象経費	交付要件	補助金の額
(1) 住居費、引越費用及びリフォーム費用	婚姻日において、夫婦いずれもが29歳以下である場合	対象経費の額以内の額で、補助対象者一世帯当たり60万円以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
	婚姻日において、夫婦のいずれか30歳以上39歳以下である場合	対象経費の額以内の額で、補助対象者一世帯当たり30万円以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
(2) 婚姻を機に始める新生活に必要な経費	婚姻日において、夫婦いずれもが29歳以下である場合	(1)の対象経費に上乗せして定額10万円

2 継続補助世帯は、補助上限額から令和6年度における補助受給額を差し引いて得た額を限度として、当該年度末までを期限として補助金を受給することができる。

（提出書類及び提出期日）

第6条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条及び第6条の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、

なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	二戸市結婚新生活支援補助金交付申請書	第1号	別に定め る。
	1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 （継続補助対象世帯にあたっては提出不 要）		
	2 夫婦の双方の直近の年の所得証明書（所 得がない場合は、所得がないことを証明す る書類）（継続補助対象世帯にあたっては 提出不要）		
	3 夫婦の双方又は一方の市内の住所が記載 されている住民票		
	4 夫婦の双方の市税の滞納がないことがわ かる書類（納税証明書等）		
	5 （住居を購入した場合）物件代金の領収 書の写し及び売買契約書又は請負契約書の 写し		
	6 （住居を賃貸した場合）物件の賃貸借契 約書の写し及び領収書の写し		
	7 （住居を賃貸した場合）住居手当支給証 明書	第2号	
	8 （引越費用の場合）引越しに係る領収書 の写し		
	9 （リフォーム費用の場合）リフォームに		

	係る領収書及び工事請負契約書又は請書の写し 10 （リフォーム費用の場合）リフォームに係る領収書及び工事請負契約書又は請書の写し 11 （第3条第1項第3号の奨学金返還中に該当する場合）貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類 12 夫婦双方が第3条第1項第6号に規定するセミナーを受講したことを証明する書類 13 市長が必要と認める書類		
規則第6条 第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	二戸市結婚新生活支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第3号	別に定める。
規則第13条 第1項の規定による書類	二戸市結婚新生活支援補助金交付請求書	第4号	別に定める。